

地域共生社会の在り方検討会議 概要

参考資料 1 - 1

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない者が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない者が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	特定非営利活動法人子育て広場全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

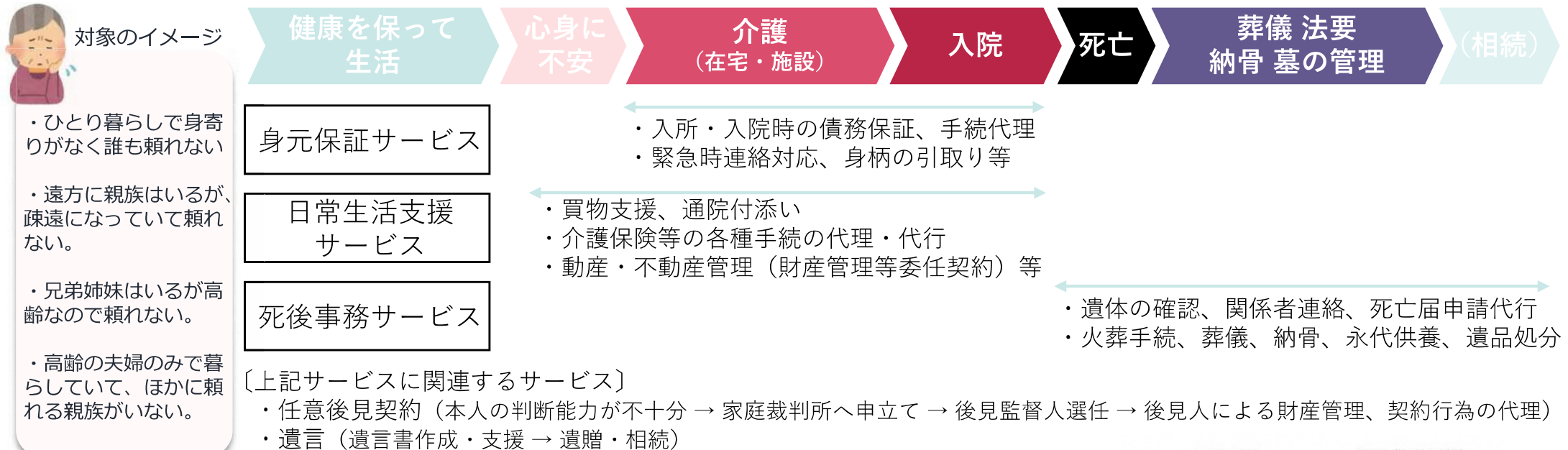
④今後のスケジュール（予定）

- 令和6年6月27日：第1回、令和6年度末：中間的な論点整理
令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

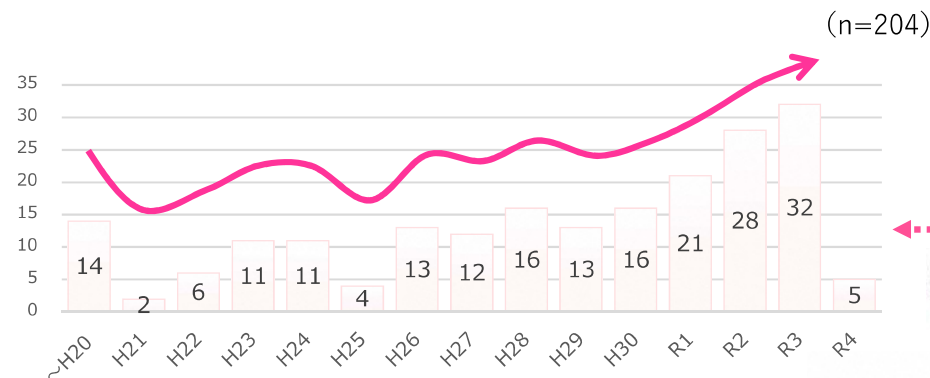
高齢者等終身サポート事業（旧身元保証等高齢者サポート事業）について

- 高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、身寄りのない高齢者等が病院に入院する際や介護施設等に入所する際の身元保証等の支援を、民間事業者が家族・親族に代わって行ういわゆる「**高齢者等終身サポート事業**」の需要が増加。

（参考）高齢者等終身サポート事業／関連サービス（イメージ）



総務省行政評価局が調査した事業者の事業開始年



総務省行政評価局が調査した事業者の法人形態



（出典）身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書（令和5年8月総務省行政評価局）

事業を監督する省庁や複数の事業者が加盟する団体も存在しないため、対策を十分に講じられてきたとはいえない状況

身寄りのない人等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

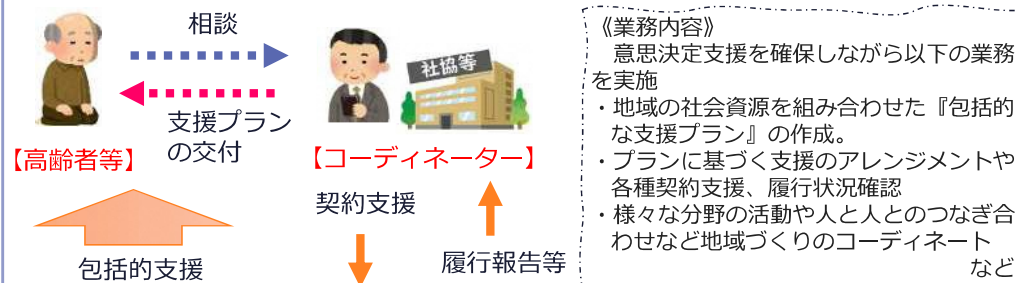
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

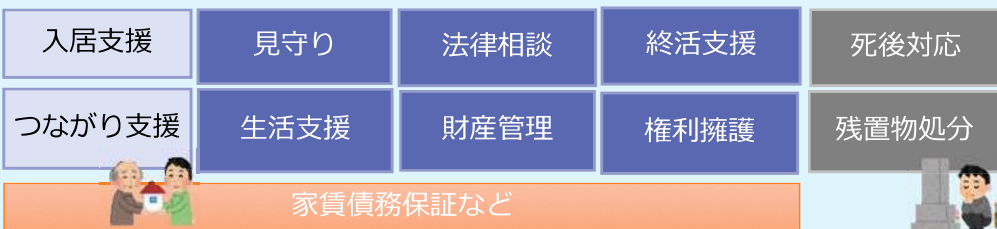
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等**を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

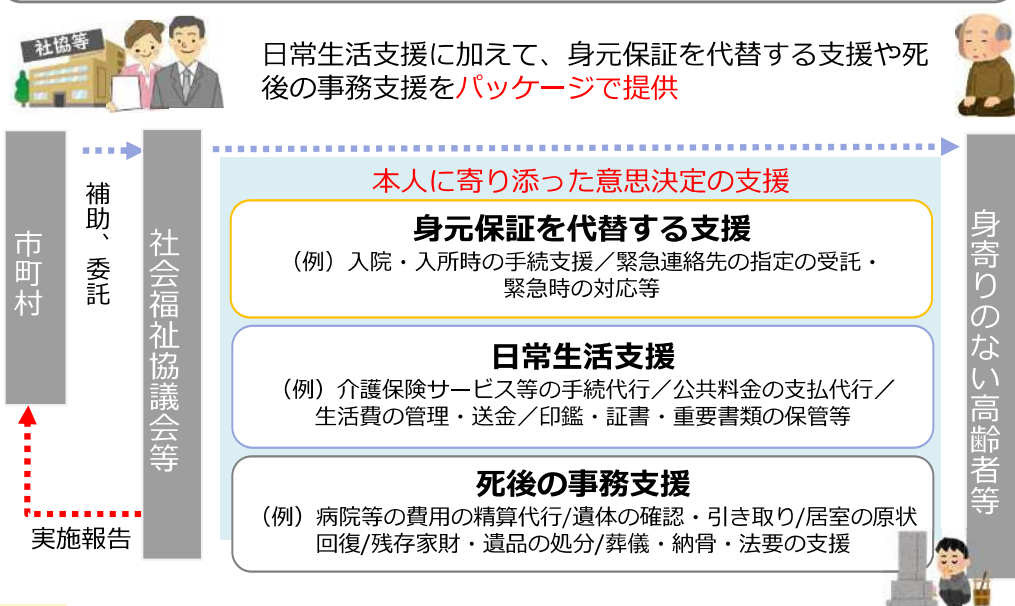


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 令和4年3月、「**第二期成年後見制度利用促進基本計画**」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定。
- 本基本計画では、「成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用すべき」といった成年後見制度利用促進専門家会議での指摘も踏まえ、**●成年後見制度の見直しに向けた検討を行う**旨が規定された。
- また、成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、**●成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある**旨が盛り込まれ、これらの検討や成年後見制度の見直しに対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討することとされている。

法務省の主な動き

- 「成年後見制度の在り方に関する研究会」（座長：山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授、事務局：（公社）商事法務研究会）が令和4年6月に設置され、制度見直しに向けた検討が進められてきた。
- 令和6年2月に成年後見制度の見直しについて法制審議会に諮問、同年4月に法制審議会民法（成年後見等関係）部会が開催され、議論が開始。

主な検討テーマ	現状及び課題	検討
法定後見制度における開始、終了等に関するルール ^{の在り方}	利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における取消権、代理権に関するルール ^{の在り方}	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、 本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルール ^{の在り方}	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、 本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討
その他のテーマ		
➤ 法定後見制度における類型の見直し		
➤ 成年後見人等の報酬の在り方		

厚生労働省の主な動き

- 成年後見制度以外の**権利擁護支援策を総合的に充実**させるため、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」（令和4年度～）による実践事例等を通じて、**新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討**。
- また、**権利擁護支援の担い手不足に対応した新たな担い手確保策の検討**を含め、福祉制度・事業の必要な見直しの検討を進める。

【持続可能な権利擁護支援モデル事業】

- ・ **市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援**によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、**日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組**。
- ・ 意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に**司法による権利擁護支援を身近なものとする方策**についても検討。

